



10月・11月は、マイナンバーカード 取得促進の取組月間です！

暮らしの便利がギュッと詰まったマイナンバーカードを安心してご利用いただくため、**県と県内全30市町村では、10月・11月をマイナンバーカード取得促進の取組月間**として、各種イベント等の様々な機会を捉えて積極的に取組を行います。

実施期間

10月1日（火）～11月30日（土）

取組内容

- ①マイナンバー制度おはなし講座の実施（安全対策の周知）※1
- ②マイナンバーカード申請代行※2
- ③マイナンバーカード出張申請所の設置※3

※1 詳しくは、各市町村課行政班までお問い合わせください。（073-441-2192）

※2 市町村役場窓口において、マイナンバーカードの申請代行（補助）を行います。

※3 開催予定等については、各市町村のHPを御確認ください。

マイナンバーカードの利用シーン

マイナンバーの提示と
本人確認がこれ一枚で完結！

マイナンバーカード
初回交付「無料」！



国税の電子申告（e-Tax）
など各種行政手続きの
オンライン申請が可能に！



年金の各種届出・申請等の
サービス拡大！

- ①窓口における相談・照会対応
- ②住所・氏名変更時の届出省略
※厚生年金の被保険者
- ③採用時の基礎年金番号の
確認が不要